

社会福祉法人 三晃愛児会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人三晃愛児会（以下「法人」という。）の理事及び監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定めたものである。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬については、職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 役員には費用を弁償することができる。

(非常勤の役員等の報酬)

第3条 非常勤の役員は、報酬を支給しない。ただし、理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬として日額5,000円を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬は、理事会への出席、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった都度現金で支給する。

(旅費等)

第5条 理事及び評議員の旅費については「役員旅費規程」による。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼ねる役員はこの規程を適用しない。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は平成29年6月17日より適用する。